

## 医療法人光生会 赤岩介護医療院 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人光生会が開設する赤岩介護医療院（以下「施設」という。）が行なう指定介護医療院の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員、医師、薬剤師、栄養士、理学療法士、作業療法士及び介護支援専門員その他の職員（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護医療院サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づいて、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行なうことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう事業を行なう。

- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行なう施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人 光生会 赤岩介護医療院
- (2) 所在地 愛知県豊橋市多米町字蟬川33-70

### (職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (2) 従事者

#### 医師、薬剤師及び栄養士

医師	24名（常勤専従 1名、常勤兼務 7名、非常勤兼務 16名）
薬剤師	5名（常勤兼務 2名、非常勤兼務 3名）
管理栄養士	2名（常勤専従 1名、常勤兼務 1名）
看護職員	28名（常勤 22名、非常勤 6名）
看護師	18名（常勤 14名、非常勤 4名）
准看護師	10名（常勤 8名、非常勤 2名）
介護職員	34名（常勤 27名、非常勤 7名）
歯科衛生士	2名（常勤 2名）

#### 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

理学療法士	24名（常勤兼務 20名、非常勤兼務 4名）
-------	------------------------

作業療法士	11名	(常勤兼務	9名	非常勤兼務	2名)
言語聴覚士	3名	(常勤兼務	3名)		
診療放射線技師	1名	(常勤兼務	1名)		
介護支援専門員	4名	(常勤	4名	(看護職員と兼務)	)

従事者は、指定介護医療院サービスの提供を行う。

(3) 事務職員 8名 (常勤兼務 5名、非常勤兼務 3名)

必要な事務を行う

(4) その他の職員 12名 (常勤兼務 9名、非常勤兼務 3名)

(入所者の定員等)

第5条 指定介護医療院の入所者の定員は次のとおりとする。

介護保険適用病床数の定員は117名とする。(3A・3B病棟)

(入所者に対する指定介護医療院サービスの内容及び利用料等)

第6条 指定介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、指定介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 療養上の管理

(2) 医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話

(3) 機能訓練

(4) 感染症対策体制の徹底

(5) 介護事故発生の防止

(6) 褥瘡の防止

2 前項のほか、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対してサービスの内容、費用について事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 看護職員等は、入所者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なう。

2 看護職員等は、事前に入院患者に対し次の点に留意するよう指示を行なう。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(2) 入院生活の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に(年2回)避難・救出等の訓練を行なう。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 利用者等の権限の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

(勤務体制の確保等)

第10条 施設は、看護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと  
し、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持  
する。

- 2 職員であった者に、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる  
ため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約  
の内容に含むものとする。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書に  
より入所者の同意を得る。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人光生会と施設の管理者と  
の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 3年 3月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 4年 1月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 4年 2月22日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 5年 5月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 6年 9月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 7年 1月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 7年 2月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 7年 3月 1日より一部改正により施行する。

この規程は、令和 7年10月 1日より一部改正により施行する。